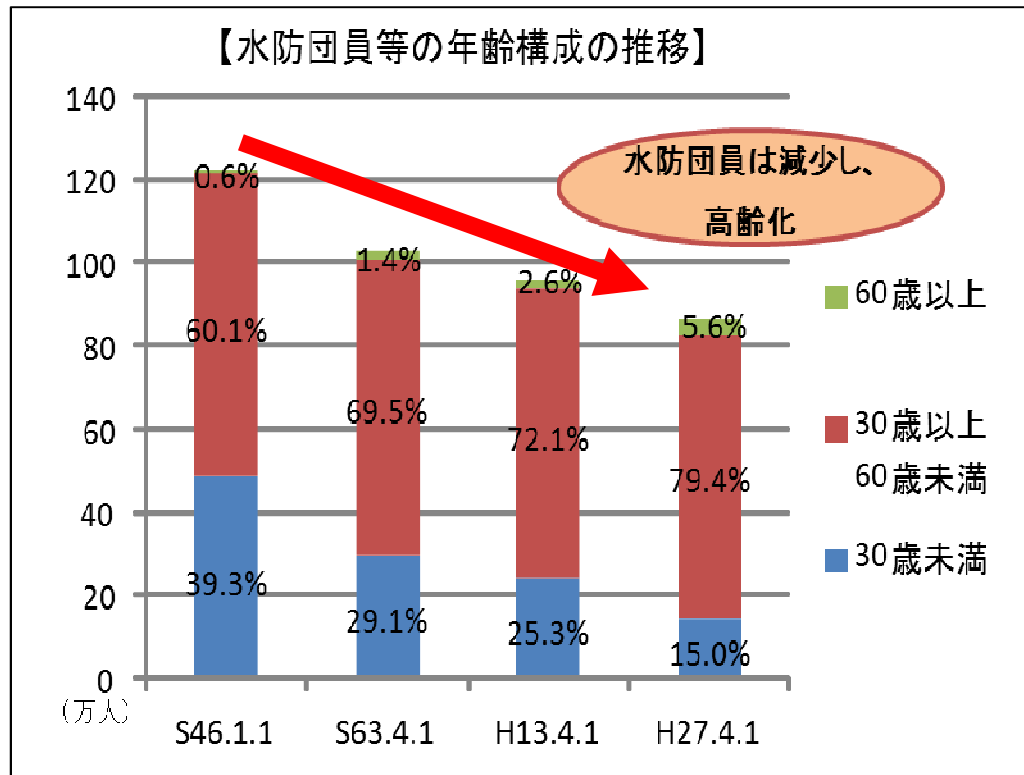


民間事業者による 水防活動の円滑化について

民間事業者による水防活動

- 水防活動を担う水防団・消防団には団員数の減少・高齢化、昼間不在等の課題がある。
- 地域の建設業者等、大型の重機を所有していたり、応急復旧に関する知見を有したりする民間事業者による水防活動の重要性が高まっている。
- このため、これまで水防団長等に認められてきた緊急通行や公用負担の権限を水防管理者から委任を受けて水防活動を行う民間事業者にも付与



水防団・消防団の団員数は、昭和46年当時と比べ約30%減、30歳未満の団員数は約70%減

＜民間事業者による水防活動（イメージ）＞



建設業者等の民間事業者がもつ組織力、機械力を活用し、大型土のう等による積み土のう、月ノ輪工等を実施

緊急通行

○水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
(従前から、水防団長、水防団員、消防機関に属するものには、同様の権限あり)

※「公共の用に供しない空地」とは私有の田畑や放牧地、宅地等を指し、「公共の用に供しない水面」とは私有の池や沼等を指す。通行によって損失が生じるような場所(収穫前の田畑等)はなるべく避けることが望ましい。



月ノ輪工を実施するため、
私有地を通行・使用



公用負担

○水防管理者から委任を受けた者は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

※ 水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者等は自らの判断で当該必要について認定し、公用負担を行い得る。ただし、私人である民間事業者に付与される権限は、使用のみで、所有権の強制的移転(収用)や他人の財産の損壊(障害物の処分)までは認めていない。

公用負担に係る権限の比較

水防管理者から委任を受けた者	水防管理者、水防団長、消防機関の長
・必要な土地の一時使用 ・土石、竹木その他の資材の使用 ・車両その他の運搬用機器、排水用機器の使用	・必要な土地を一時使用、 ・土石、竹木その他の資材の使用、<u>収用</u> ・車両その他の運搬用機器、排水用機器の使用 ・<u>工作物その他の障害物を処分</u>

損失補償

○ 水防管理団体は、緊急通行、公用負担により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

損失補償の例

行使した権限	補償内容
・土のうを運搬するため軽トラックを使用。 （平成26年6月 栃木県A市）	・冠水道路を走行したため、エンジンに不具合が発生、修理費用を補償
・水防資器材を搬送するため、トラック及びトラクターを使用。 （平成24年9月 北海道B市）	・車両使用の損料を金銭補償。燃料は使用分を注油。

※ 緊急通行に係る損失補償については、これまで規定が無かったが、水防団員等の緊急通行により仮に損失が生じた場合には水防管理団体に当然に補償の責任があるものと解されてきた。
今回の改正法では、民間事業者等に緊急通行を認めることとしたことに鑑み、この点を明文化した。

委任にあたっての留意事項

- 洪水時に民間事業者の水防活動を円滑に委任するためには、平時から水防活動を行う箇所やその内容等の委任の範囲について調整を行うことが有効。このため、民間事業者との間で災害協定等を結んでおくことが望ましい。
- 緊急通行や公用負担を行う公権力が付与されるため、水防管理者の委任により水防活動を実施している旨を示す水防活動委任証の携行、腕章の着用などが有用。また、協定を締結した民間事業者等について、市町村の公報やインターネット上へ掲載すること等により、周知・広報することが望ましい。

第 号

水防活動委任証

名 称 ○○ 株式会社
住 所 ○○県○○市○○

上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法第19条第1項の規定により緊急通行及び水防法第28条第2項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。

平成 年 月 日

水防管理者
氏 名 印

(裏面の記載)

- (1) 本証は水防管理者から水防活動の委任を受けた者であることの身分証明書である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

＜腕章のイメージ＞

水防活動実施中



〇〇市役所

市町村 章 等

(その他)

水防活動の報告について

出水期を迎え、水防活動が実施された際の報告につきましては、都道府県や水防管理団体の水防計画に基づき、適切な報告をお願いします。

- 国民の水防への理解と協力を得るため、水防活動の内容をわかりやすく、対外的にPRできるよう、「水防計画作成の手引き」資料14-2水防活動報告書様式を参考に、速やかな報告をお願いします。
- 水防活動が実施された場合や報告を受けた場合には、ホームページへの掲載や広報誌掲載等の積極的な取り組みをお願いします。
- 国土交通本省では、ホームページにおいて、水防活動の報告を掲載しています。
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/>

【水防計画作成の手引き(都道府県版)】(抜粋)

14.2 水防報告

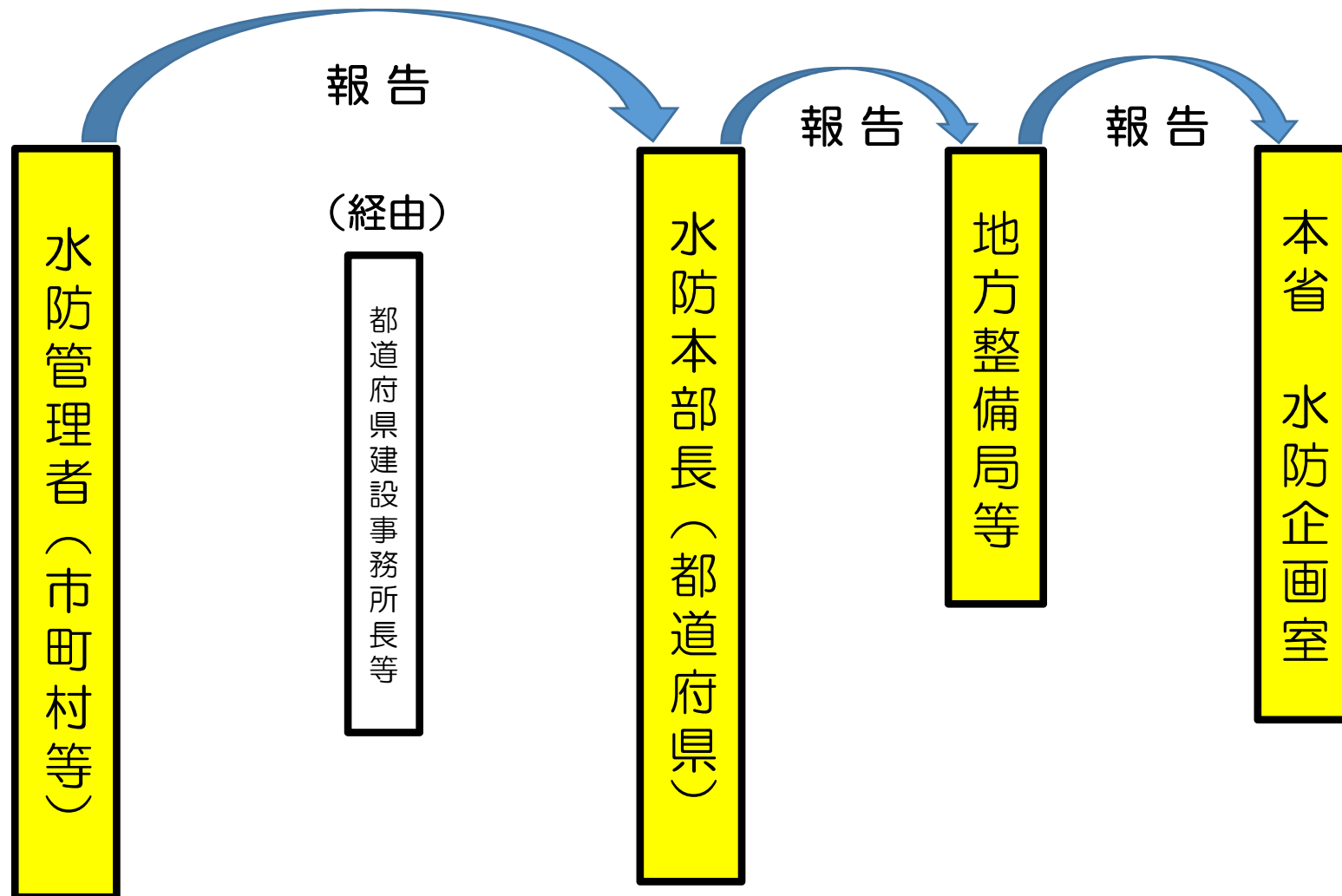
水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料14-1、14-2に示す様式より、水防活動実施後〇日以内に所轄建設事務所長を経由して水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国(〇〇地方整備局)に報告するものとする。

資料14-2 水防活動報告書様式(例)

平成28年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成28年8月〇日～〇日)		
〇概要 〇〇市消防団は、平成28年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。		
活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	水防活動実施箇所 地図
〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視	〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工	
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	
〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輪工	〇〇地区の浸水被害	

水防活動の報告について

水防報告の流れ（イメージ）



平成28年台風第10号における岩手県久慈市の水防活動

○概 要

久慈市消防団は、平成28年8月30日、台風第10号の影響に伴う集中豪雨に際し、団本部及び全分団(20分団)約1,300名が出動。

市内では、降り始めからの雨量が278.5mm(気象台:下戸鎖)を観測する豪雨により河川が増水。

各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、河川水門閉鎖、排水作業、土のう積みや住民の避難誘導を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/30～8/31 約30時間	約1,300名	・水門閉鎖(49門) ・排水作業(2箇所) ・土のう積(箇所多数) ・避難誘導(市内全域) ・警戒広報(市内全域) ・救助搬送補助(山根地区)



久慈川右岸内水排水作業



久慈川右岸内水排水作業



平成28年台風第10号における岩手県久慈市の水防活動

○概 要

久慈市消防団は、平成28年8月30日、台風第10号の影響に伴う集中豪雨に際し、団本部及び全分団(20分団)約1,300名が出動。

市内では、降り始めからの雨量が278.5mm(气象台:下戸鎖)を観測する豪雨により河川が増水。

各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、河川水門閉鎖、排水作業、土のう積みや住民の避難誘導を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/30~8/31 約30時間	約1,300名	・水門閉鎖(49門) ・排水作業(2箇所) ・土のう積み(箇所多数) ・避難誘導(市内全域) ・警戒広報(市内全域) ・救助搬送補助(山根地区)



久慈川右岸内水排水作業



久慈川右岸内水排水作業



久慈川支川長内川の水防活動

新開橋付近では、堤防が低い場所に、地元の建設業者による大型土のう積みを行い、洪水に対し必要な高さ(断面)を確保。



久慈市消防団長
廣 崎 康 一

我々、久慈市消防団は今回の台風10号の豪雨災害において、人命第一で活動し、水門閉鎖、土嚢積み、排水作業、避難誘導など、市民の安全確保のため全力で昼夜問わず奔走しました。

今後においても、市民の生命と財産を守り、安心・安全な暮らしを確保するため、全力で活動をしていきます。

大和川右岸水防事務組合

大和川右岸水防事務組合は、昭和28年5月に大和川右岸水害予防組合として大阪市に設立され、昭和33年12月に現在の大和川右岸水防事務組合になりました。水防区域は、柏原市・八尾市・東大阪市・松原市・藤井寺市及び大阪市にまたがり、面積81平方キロメートル、河川堤防、防潮筋合わせて37キロメートルを、1500余名の団員が110万区域住民のため、水防にあたっています。

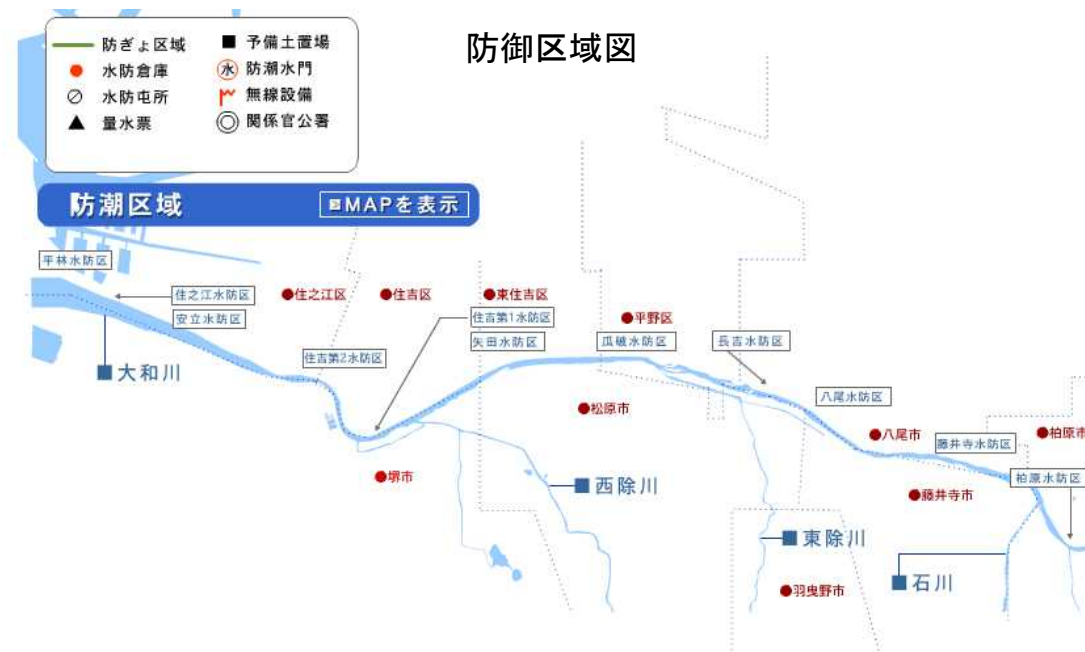
沿革 昭和24年 6月 水防法公布
昭和28年 5月 大和川右岸水害予防組合設立
昭和33年12月 大和川右岸水防事務組合に改組

区域 大阪市 生野区(一部)・平野区・東住吉区・住吉区(一部)・住之江区(一部)・西成区(一部)、八尾市(一部)、東大阪市(一部)、柏原市(一部)、松原市(一部)、藤井寺市(一部)

管理者 大阪市長

分団 分団数 17分団
所属人数 約1500人
過去5年間の出動回数 8回
平成28年9月20日の台風16号での大和川水位上昇による巡視

大和川右岸水防事務組合は60年以上の歴史を持ち、その間大和川及び湾岸地域の住民の皆様の生命と財産を守ってきた実績があり、その練度はたゆまぬ訓練において維持されている。今後とも地域の皆様とともに水災防御に務めてまいります。



大和川右岸水防事務組合 ～団員の日常と水防活動～

普段は喫茶店を経営していますが、実は、災害時には水防団員として地域を守る活動に参加しています。
災害時には災害から守ってくれる、頼もしい人です。
もちろん、災害が無い時にも、私たちの生活を支えてくれています。



住吉川分団班員 垂水奈那さん



平成28年12月に水防団に入団し、今年4月に開催された初任者訓練に参加しました。初めて土のう作りや積み土のう工を体験しましたが、女性でも十分水防活動が出来ることを実感しました。

水防活動は、災害時に地域の方々の「命と財産を守る」という大切な仕事であることを再認識しました。私でも役に立つ水防団員になっていきたいと思います。

日ごろから、災害時の状況を考慮して迅速に水防活動が出来るよう、取り組んでいます。
実際の災害時に行われることを地域住民の方にも見て頂くことで、水防事務組合を身近な存在として感じて頂きたいと思います。



南津守分団長 赤松元昭さん



水防団に入団して約50年が経ちます。現在、分団長として災害時には区域内的の堤防の防御や鉄扉の開閉操作等を行っております。

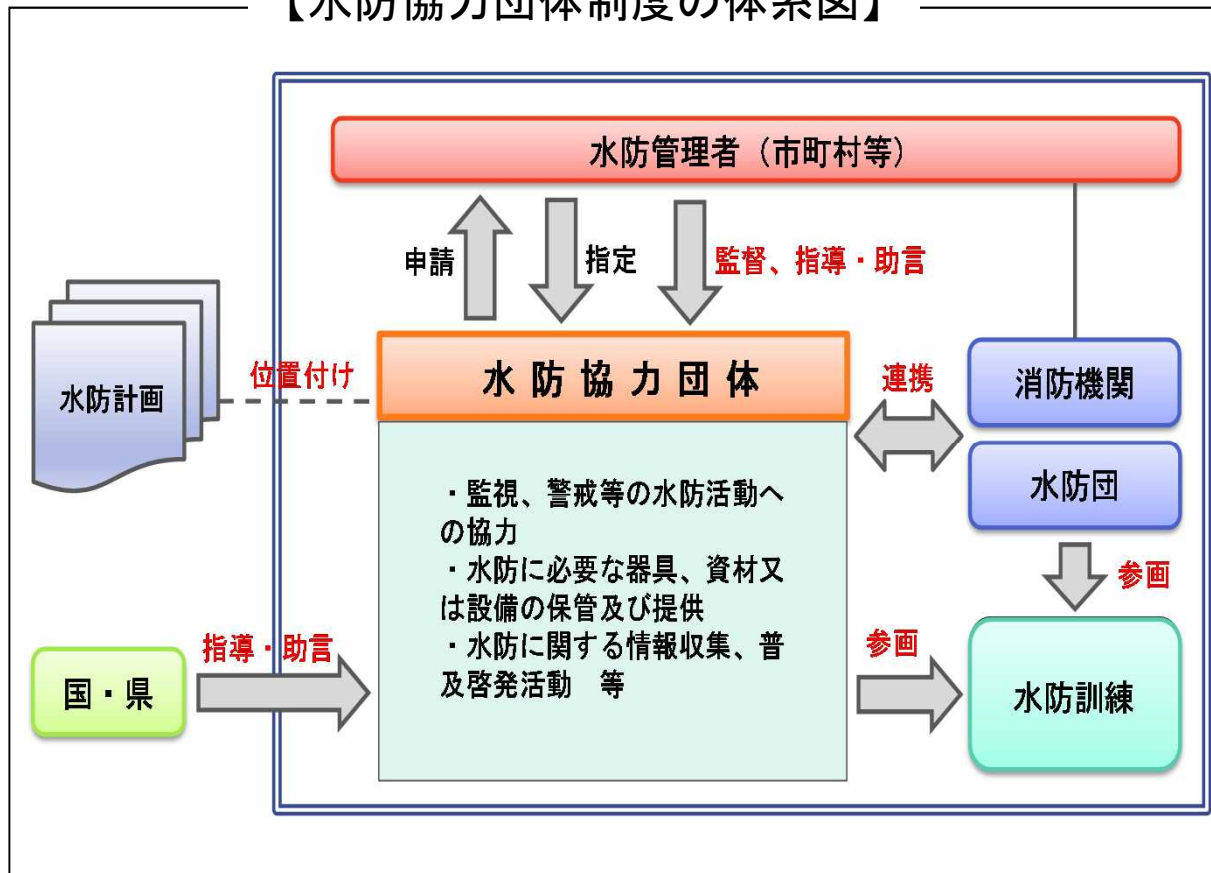
今までいろいろな災害を経験しましたが、近い将来必ず来ると言われている東南海地震に対しても、万全の水防態勢で臨むために、日々訓練に努めています。

今後とも地域と共に歩み、自分達の町は自分達で守れるようにしたいと思います。どうか皆様も水防団に入団頂き、水防活動の担い手として参加いただけるよう、ご協力をお願いいたします。

水防協力団体制度

- 「水防協力団体制度」は平成17年の水防法改正により創設、平成25年に指定対象拡大。
- 対象:NPO、一般社団法人、一般財団法人、民間法人、自治会、ボランティア団体等(下線は平成25年に指定対象拡大)
- 活動内容:【災害時の活動】巡視(異常箇所の発見等)、避難援助、土のう袋詰め・運搬等の後方支援。
水防に必要な器具、資材または設備の提供。
【平常時の活動】水防に関する資料収集、水防に関する知識の普及啓発及び水防訓練への参加。
水防に必要な器具、資材及び設備の保管。
※ 水防協力団体が河川区域内に水防倉庫等を設置する場合には、河川法に基づく土地の占用許可又は承認の特例を受けることができる。

【水防協力団体制度の体系図】



【水防協力団体指定状況】

(平成28年9月末時点)

水防協力団体の指定: 24団体

- ・特定非営利法人「天竜川ゆめ会議」
長野県駒ヶ根市が指定(平成19年12月)
- ・一般社団法人栃木県建設業協会(18団体)
栃木県内18市町が指定(平成23年3月等)
- ・秦野市水防協力団体
神奈川県秦野市が指定(平成26年12月)
- ・水曜会
淀川左岸水防事務組合が指定(平成28年8月)
- ・イオン枚方店、(株)樟葉パブリック・ゴルフ・コース、牧野パークゴルフ場
淀川左岸水防事務組合が指定(平成28年9月)